

低炭素社会に向けた住まいと住まい方推進会議（第4回）

平成24年4月4日

【茅委員長】 それでは、本日の会議をただいまから始めさせていただきます。本日の会議は、第4回の低炭素社会に向けた住まいと住まい方推進会議でございます。

本日は、ご多忙中のところ、ご出席いただきましてありがとうございます。

なお、この推進会議は公開で行います。

それでは、事務局から、まず手元の資料の確認等をお願いいたします。

【橋本住宅生産課長】 本会議の事務局は、経済産業省、環境省と国土交通省、3省共同となっております。私は本日の進行役をさせていただきます国土交通省住宅生産課の橋本でございます。

最初に、報道関係の方をお願い申し上げます。カメラ撮りは、冒頭から議事に入るまでとなっております。ご協力をお願いいたします。

それでは、お手元にお配りしております資料の確認からお願いいたします。

まず、議事次第の下に資料一覧が書いてございますが、資料1として、「低炭素社会に向けた住まいと住まい方」の推進方策について中間とりまとめ案。

それから、資料1の参考として、同じく中間とりまとめ案でございますが、前回からの修正点を赤字にしたものがございます。

それから、参考資料として、前回第3回の議事概要をお配りしております。

以上、本日お配りしておる資料でございますが、不足等ございましたら、手を挙げていただきますように、よろしゅうございますでしょうか。

それでは、本日は、前田国土交通大臣及び国土交通省、経済産業省より、それぞれ大臣政務官にご出席をいただいておりますので、ご紹介申し上げます。

まず、前田武志国土交通大臣でございます。

【前田国土交通大臣】 皆さん、本日はありがとうございます。国土交通省、そして経済産業省、環境省、3省連携して、低炭素社会に向けた住まいと住まい方の推進会議を通じて、その実現を進めていきたいと思っているわけですが、お集まりの先生方におかれましては、各界を代表する権威の先生方ばかりでございます。平成22年から重ねてやっていただき、去年は震災のかげんで多少期間があいたと思いますが、こうやって精力的にお

まとめをいただいて、いよいよ今日をもって低炭素社会の実現に向けての政策のあり方、あるいは体制のあり方、工程表も出していただくと聞いております。2020年には公共建物ゼロ・エネルギー化というような方向も出ているやに聞いているところであります。どうかこの会議を通じて、国土交通省も持続可能な国づくり、低炭素・循環型社会の実現というものを政策の大きな柱にしておりますので、ぜひその方針をお示しいただきたいと思うところでございます。

こういう機会でございますので、ちょっと私の問題意識を1点だけ申し述べさせていただきますと思うんです。

それは、もちろん住宅、建物、まちづくり、この民生関係というのがエネルギーの消費量の3分の1、ということは、炭酸ガス排出量の3分の1にかかわるわけで、この部門が特に住宅系等においては省エネというものがもう一つ進んでいなかったという実態がございました。ところで、実際に建物も住宅も現実には既存の建物、住宅がほとんどでございますから、住宅系にとっても、5,000万戸以上も住宅があるわけでございますから、これの省エネ、そして低炭素化ということが、これはもうほんとうに一番重要になってくると思います。

そういう意味におきまして、この間ここで首都大学東京の青木茂教授のお話もお聞きしたわけですが、既存の建物の改修によって、躯体部分の構造補強なんかも含めて、先生に言わずとリファイニングというんでしょうか、これによって84%のCO₂排出量を削減できると実証されたということでございます。それは検証は東京大学のほうでされて、84%削減ということが検証されたということでございまして、そういったこともちょっと頭にありまして、とにかく今ある住宅、建物の省エネということ、低炭素化の改修ということが非常に重要でありながら、この面についてはおそらく技術的にも制度的にもほとんど手がつけられていないものでございますから、そういった問題意識を強く持っているということだけ申し述べさせていただきますので、ごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

【橋本住宅生産課長】 ありがとうございました。

国土交通省からは、室井邦彦大臣政務官にご出席いただいております。

【室井国土交通大臣政務官】 今日はよろしくお願い申し上げます。

【橋本住宅生産課長】 経済産業省からは、中根康浩大臣政務官にご出席をいただいております。あわせてごあいさつをよろしくお願い申し上げます。

【中根経済産業大臣政務官】 ご紹介いただきました経済産業大臣政務官の中根康浩と申します。

茅委員長をはじめ委員の皆様方におかれましては、貴重なお時間をいただき、ご出席を賜っておりますことに心から感謝申し上げます。

低炭素社会に向けた住まいと住まい方推進会議の開催に当たりまして、経済産業省を代表いたしまして、一言ごあいさつを申し上げます。

昨年の東日本大震災以降、日本のエネルギーを取り巻く状況は大変大きく変化いたしております。こうした状況を踏まえて、今後のエネルギー基本計画の見直しについて、総合資源エネルギー調査会基本問題委員会において、ご議論いただいております。我が国の持続的な発展のためには、エネルギー需給の安定が不可欠であり、まずは供給体制の強化に万全を期すことが重要であることは申し上げるまでもありません。

他方で、再生可能エネルギーの開発、利用を最大限加速化すること、化石燃料のクリーン利用を推進するとともに、需要家の行動様式や社会のインフラの変革も視野に入れた省エネルギー、節電対策を抜本的に強化するという方向性がエネルギー基本計画の見直しにおける望ましいエネルギーミックスの考え方の中で示されてきております。

特に、各部門の中でもエネルギー消費の伸びが大きい民生部門の対策、今、前田大臣からもお話があったところでございますが、対策が重要であり、住宅・建築物の省エネルギーに向けた取り組みについては、これまで以上に積極的に推進していく必要があると考えております。

経済産業省といたしましては、持続可能な省エネを進めていく観点から、電力のピーク対策に加えて、民生分野の対策として、窓、断熱材など、建材分野へのトップランナー制度導入を行うための省エネ法改正案を今国会に提出したところでございます。これによりまして、建材の性能向上による住宅・建築物の省エネ性能の底上げが期待されております。

経済産業省は、本会議における住宅・建築物の省エネ基準適合化等の議論も踏まえて、民生部門の省エネ対策に引き続き積極的に取り組んでまいります。委員の皆様方におかれましては、一層の省エネを進める観点から、本日も忌憚のないご意見をいただきますように心からお願い申し上げます。

以上、経済産業省を代表いたしましてごあいさつとさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

【橋本住宅生産課長】 ありがとうございました。

なお、環境大臣政務官高山智司政務官におかれましては、被災地関連の公務によっておくれてご出席という予定となっております。

それでは、以降、議事に入りますので、カメラ撮りはここまでとさせていただきます。

それでは、茅委員長、議事の進行をよろしくお願い申し上げます。

【茅委員長】 はい、わかりました。

それでは、議事に入りますが、この推進会議では、資料につきましては、原則としてホームページで公開するというようにしております。また、議事内容につきましては、後日、議事録を委員の皆様にご確認していただいた上ですが、その上で発言者名を含めて、やはりホームページ上で公開するというようにしておりますので、その点をご承知おきいただきたいと思っております。

それでは、本日の議事でございますが、資料1につきまして、事務局から説明をしてもらい、その後、皆様方から、これについていろいろご意見をいただきたいと思っております。

では、説明をお願いいたします。

【橋本住宅生産課長】 それでは、中間とりまとめ(案)についてご説明申し上げます。

前回10月31日にお示した案から、委員からいただいたご意見を反映するとともに、状況の変化に対応した加筆修正を行っております。本来ならば、修正点だけをご説明するところが筋でございますけれども、前回が10月31日でございますので、随分時間がたっておりますので、再度、各項目について簡単に内容をご説明させていただきます。

なお、お手元の資料1の参考のほうをごらんいただいて、前回からの修正点については、申しわけございません、赤字のところは修正だということでお聞き取りいただければと思っております。

まず、全体の構成でございますが、前書き、1ページに続きまして、「住まい」に関する推進方策」というのが2ページから8ページまでございます。

それから2点目、「住まい方」に関する推進方策」が9ページと10ページ。

それから、「国民・事業者・行政の役割のあり方」というのが11ページと12ページでございます。

その後、工程表(案)がついております。

以上の構成でございます。

それでは、まず1ページ目、前書きのところ、内容だけ簡単にご説明いたします。

我が国は、人口減少、少子高齢化、財政制約、国際競争の激化に加えて、地球環境問題

や震災を契機としたエネルギー制約に直面しており、持続可能な社会を実現することが大きな課題となっております。

震災以降の状況により、国民のエネルギーに関する意識は大きく転換しつつあります。エネルギー需給の早期安定化が不可欠であり、供給体制の強化に万全を期することが重要ですが、同時に、低炭素・循環型社会の構築に向けて総合的に取り組んでいく必要があります。

住宅・建築分野は、エネルギー消費の3割を占めるとともに、エネルギー消費の増加が顕著であって、省エネルギー対策により一層の強化が求められています。

住宅・建築分野においても、省エネルギー対策の抜本的な強化、クリーンエネルギーの導入や分散型エネルギーシステムの整備、ライフスタイル・ワークスタイルの変革などが急務となっております。

また、被災地の復興においては、低炭素社会に向けた全国の先進的なモデルとなるよう、住宅・建築物の整備を進めていくことが求められています。

なお、このとりまとめは、目標設定や施策を検討するに当たっての基本的考え方と、今後目指すべき姿を整理した上で、施策の方向性を中間的にとりまとめたものです。

以上が前書きの大まかな趣旨でございます。

めくっていただきまして1ページから、「住まい」に関する推進方策」でございます。

四角囲いの中でございますけれども、今後の目指すべき姿として、エネルギー基本計画において定められた目標を目指すとする一方で、現在行われているエネルギー政策全体の見直しにも対応することといたしております。

また、震災を踏まえた追加論点では、エネルギー需給の早期安定化が不可欠であり、供給体制の強化に万全を期することが重要であるが、あわせて民生部門でのより一層の省エネルギーの推進が求められるとの記載をしております。

その下、1番、基本的考え方でございますが、まず(1)番としまして、住宅・建築物の省エネルギー性能の向上において、省エネルギー性能を住宅・建築物が備えるべき基本的な性能と位置づけ、住宅・建築物、これは躯体と基本的な建築設備を両方含んでおりますが、これの省エネルギー性能を抜本的に向上させて、ゼロ・エネルギー・ハウス、ゼロ・エネルギー・ビルディング、あるいはライフサイクルカーボンマイナス住宅の普及につなげていくことが必要であると位置づけております。

そのため、客観的で再生可能エネルギー等の先進的な取り組みをより評価しやすい手法

を確立して、省エネルギー性能を表示する制度を構築するとともに、評価方法の周知、審査体制の整備を図ることが重要であるというふうに記載しております。

その次のページ、3ページでございます。

既存ストック対策の強化の項目でございますが、既存ストックと新築の量の割合をかんがみると、既存ストック対策を耐震改修等とともに行うということが、新築対策以上に重要である。ただし、既存ストック対策は規制にはなじみにくいので、客観的な指標をつくらせて国民に示した上で、補助制度等の支援で多面的な施策の推進を行うことが必要であるというふうに記載しております。

それから、その下、(3)番、住宅・建築物におけるエネルギーの有効利用の促進でございますが、ここでは、太陽光発電、太陽熱、地中熱利用など、再生可能エネルギーの導入推進を図るべきである。建築物単体だけでなく、複数建物間での熱融通、スマートコミュニティの構築等を通じた街区レベルでのエネルギーの効率的利用など、さまざまな手法を適切に組み合わせることが必要であるという記載をしております。

(4)番、ライフサイクル全体を通じたCO₂排出削減の推進でございます。ここでは、住宅・建築物の建設・廃棄・再利用等の段階も含めたライフサイクル全体を通じたCO₂排出量の削減を推進することが重要である。このため、CO₂排出量を公平・公正に評価できる手法の開発、地域の材料や技術を含めた適切な建材・技術の選択などの取り組みを行うとともに、長寿命化設計、長寿命化の基盤となる部品、製品の開発、メンテナンス・サポート体制の構築等、適切な住みかえなどライフサイクル全体を考慮した住まい方のあり方についても普及が必要であるということに記載しております。

その次のページ、(5)番でございます。CO₂排出削減を通じた快適性等の間接的便益の実現。ここでは、快適性や健康性、知的生産性の向上などの間接的便益(ノン・エネルギー・ベネフィット(NEB))と書いておりますが、ノン・エネルギー・ベネフィットの見える化が重要であると。ノン・エネルギー・ベネフィットの向上分も含めた資産価値の向上が評価されることで、省エネ対策にかかる費用増の負担感が和らぎ、国民の理解の促進につながると書いております。

それから、(6)番、住宅・建設市場の活性化でございます。省エネルギー化の取り組みを通じた住宅・建築物の高性能化や付加価値の向上を住宅・建設産業の活性化につなげていくことが重要である。中古住宅市場やリフォーム市場の拡大対策との連携、新たな投資やビジネスチャンスを生み出す工夫が必要である。

また、地方経済の活性化、地域の雇用の確保、住宅・建設産業の後継者や技能者の育成等につなげていく努力も必要である。

同時に、アジアを中心とする海外への展開や環境に配慮した街並みに発展させることも重要であるという記載をしております。

以上を踏まえまして、施策の方向性を5ページ以降に記載しております。

まず、2-1が住宅・建築物の省エネルギー性能等の評価・表示の促進でございます。

住宅・建築物を購入・賃貸などをしようとする人々に対して、省エネルギー性能をわかりやすく示すとともに、インセンティブの付与などもあわせて、ラベリング等で省エネルギー性能の高い住宅・建築物が評価される市場を形成することが重要であるとしております。

具体的には、(1)番でございますが、住宅・建築物等の省エネルギー性能の表示。統一した指標により公平・公正に評価できる、客観的で信頼性の高い住宅・建築物の省エネ性能の評価手法を確立する。

それから、創エネルギーや蓄エネルギーなどの先進的な取り組みも評価しやすいラベリング制度の構築、普及・活用が必要であるとしております。

また、ゼロ・エネルギー・ハウス、ライフサイクルカーボンマイナス住宅、あるいはゼロ・エネルギー・ビルディングについても先進的な取り組みとして普及させることが重要であるとしております。よりレベルの高い住宅・建築物への評価・支援、それから、その成果を客観的にわかりやすく国民に示すことによって、省エネ化の重要性の理解と努力を促し、根づかせていくことが重要であるという趣旨のことを記載しております。

それから(2)番、総合的な環境性能の表示におきましては、省エネルギー性能だけでなく、周辺環境や都市環境に与える負荷などの総合的な環境性能についてラベリングする制度を普及する必要があると書いております。

次のページでございます。今度は2-2、新築住宅・建築物の省エネルギー基準への適合義務化に向けた環境づくりでございます。この部分が一番重要な部分でございます。ここは本文を読ませていただきます。

住宅・建築物の省エネルギー性能を高めるためには、新築の住宅・建築物については少なくとも一定の省エネルギー性能を確保することが有効であると考えられることから、2020年までに全ての新築住宅・建築物について段階的に省エネ基準への適合を義務化することに向けて、円滑な実施のための環境整備を着実に図っていくことが必要である。す

なわち、省エネ基準への適合義務化へ向け、より具体性のある目標・スケジュールを設定し、その目標・スケジュールに沿った施策を実施することが必要である。具体的には、創エネルギーや蓄エネルギー等の先進的な取組を評価できる客観的で信頼性の高い評価方法を確立し、その成果を分かりやすく示すことにより幅広く社会・建築主への普及・啓発を行うとともに、設計者や施工者、建材・設備・省エネ関連サービス等の事業者への支援等を実施することが必要である。

なお、新築住宅・建築物の現行の省エネルギー法に基づく届出に係る省エネルギー基準への適合率は、住宅で5～6割程度、建築物で7～8割程度であることから、省エネルギー基準への適合を義務化するにあたっては、住宅・建築物の省エネルギー対策の一層の普及と省エネルギー性能の向上を図ることが必要である。

義務化を行うにあたっては、住宅・建築物からのエネルギーやCO₂排出の必要削減量など住宅・建築物における規制の必要性と根拠が明確に示されることや他部門及び諸外国における住宅・建築物の省エネルギーに関する規制とのバランスについて勘案することが必要であるとともにコストベネフィット等についても慎重な検討が必要である。また、義務化の水準によっては規制を受ける国民に重い負担が生じ、厳しい財産権の制約になりうるという観点から、公平で中立な議論や手続きを経た上で、基準の客観性を高めるとともに、義務化を導入する時点での省エネ基準達成率等を勘案した上で水準を設定する必要がある。その際、蒸暑地域など地域性を考慮し、気候風土に応じた多様な取組を評価できる基準設定を行うなど伝統木造住宅への配慮や中小工務店・大工への十分な配慮が必要である。

さらに、義務化水準とともに、誘導的な水準として、より高いレベルの目標を設定すること等、積極的な省エネ対策に取り組むことも重要である。

でございます。

続きまして、具体的な施策で(1)番、住宅・建築物の省エネルギー性能の評価・審査体制の整備及び人材の育成の項目では、省エネ基準の適合義務化に向けて実効性を確保するために、新技術等の審査あるいは義務化に伴う審査を行う審査機関の育成が必要であるとともに、省エネルギー性能の評価能力を持った人材の育成や職種の確立が必要であるという内容を記載しております。

次のページ、(2)番でございます。中小工務店等への支援でございます。中小住宅生産者や大工・工務店・関連事業者等を対象に、省エネ対策にかかる周知・徹底を図るための

計画を策定するとともに、都道府県ごとに断熱施工技術の向上のための講習・実務研修等のきめ細かな対応を進めるべきであると記載しております。

(3)番、建材・機器等の生産体制強化・技術開発支援等でございます。省エネルギー建材・機器の生産・施工体制の強化、トップランナー規制の基準強化及び対象製品の拡充や、新技術・新サービス・工法等の開発・供給に関する支援、それから海外等も視野に置きつつ、信頼性の高い基準認証システムの普及等の取り組みが必要であると記載しております。

その下、2-3でございます。既存ストックの省エネ改修の促進でございます。

既存ストックの省エネ性能を客観的に評価してわかりやすく表示するラベリングや省エネ診断等により、省エネリフォームの動機づけを図るとともに、省エネリフォームへの支援が重要でございます。

また、大工・工務店が容易に施工できたり、居住者の受け入れやすい工法や部品部材の開発を進めるとともに、省エネ改修のマニュアルの充実、大工・工務店・関連事業者への講習も進めるべきであるという内容を記載しております。

その次のページ、8ページ、2-4、被災地におけるモデル的な事業の展開等でございます。

ここでは、東日本大震災の被災地の復興においては、低炭素社会の実現に向けて全国の先進的なモデルとなるよう、ゼロ・エネルギー・ハウス、ゼロ・エネルギー・ビルディングの整備や地域に適した再生可能エネルギーの導入、効率的な面的エネルギー供給システムの整備等を積極的に支援するという内容を記載しております。

以上が「住まい」に関する推進方策でございますが、次のページ、9ページ以降は、「住まい方」に関する推進方策について記載しております。

四角囲いの中でございますが、ここでは、国民一人一人が我慢を強いられず、豊かさを実現できるような住まい方を目指す。住まい方の最適化により、一定の活動量を確保しながらエネルギーの消費量の低減を図るなど、ライフスタイルについても低炭素社会にふさわしいものに変容していくことが望ましい。特に無理のない節電の取り組みを定着させる必要がある。エネルギー消費状況の見える化等を通じた国民の自主的な低炭素化の行動を促す仕組みを構築することが必要であるというふうに記載しております。

基本的な考え方といたしましては、(1)番でございますが、住まい方・働き方等のライフスタイルの変革を促す仕組みの導入ということで、ここでは、家電機器のエネルギー効

率のさらなる向上を図りながら、見える化機能や効率的な使い方を促す情報提供などを通じて、住まい方・働き方の変革のきっかけづくりを行い、ユーザーみずからが参加する意識を醸成することが必要であるという内容を記載しております。

それから(2)番、持続的なエネルギーの有効利用を促す仕組みの導入におきましては、震災以降の節電への取り組みを通して、住生活や仕事の場で培われた節電に対する経験をさらに醸成し、継続的な無理のない節電の実施を誘導し、低炭素化が進む仕組みを導入していくことが重要であるという内容を記載しております。

その次のページ、10ページでございます。今後の施策の方向性につきまして、まず2-1で、住まい方・使い方の「見える化」を通じた低炭素行動の促進というところで、ここではエネルギー消費量の見える化、ベンチマーク、あるいは各人のCO₂削減目標を設定できる環境整備などのさまざまな方策を通じて、住まい方の変革への「気付き」を与え、個人・企業の低炭素社会構築の意識を醸成して、より高いCO₂削減行動に結びつける必要があるということを記載しております。

2-2、住宅・建築物や設備性能の表示を通じた適切な選択の推進の項目では、住宅・建築物や設備性能の省エネルギー性能情報を活用するとともに、適切なアドバイスができる人材の育成や、家庭の省CO₂診断の促進等を通じて、最適な住まいの選択、あるいは住まいの使い方の工夫、住まいに合った住まい方への誘導が可能となる状況をつくり出す必要があるということを書いております。

それからその次、2-3、震災以降の節電の経験を活かした「住まい方」による省エネと節電の取組については、国民生活における快適性を犠牲にしない無理のない節電が必要であると。例えば、スマートメーターと連携した宅内ディスプレイ、HEMS・BEMS等による簡便な電力使用量の見える化など、エネルギーの使用状況の情報を活用した個人の節電行動をサポートするインフラの使い方の提案、メニューが必要であるという内容を記載しております。

それから、その次のページ以降が、国民・事業者・行政の役割のあり方という大きな項目でございます。

ここではCO₂排出量の削減を図るためには、ハードとソフトの両方の取り組みが必要であって、さまざまな関係者すべてが努力して相互に協力することが不可欠であるとした上で、まず(1)番、国民の役割といたしまして、国民は省エネルギーやCO₂排出削減という課題の重要性を理解し、身近なことからみずから行動に移すことが極めて重要であ

る。我慢やコスト増等の負担を強いるものでなく、快適性や健康性などのノン・エナジー・ベネフィットの実現にもつながるという認識を国民が持つことが、無理なく省エネ等の行動に移すことができるために必要であるということを書いております。

特に、自分がどのような消費行動をしているかを国民の皆さんに理解していただくことが期待されております。

もう1つ、オーナーと入居者・テナントの利害が一致しなければ省エネ等の取り組みを進めることが困難なケースもあることから、双方の理解が得られるような普及啓発活動や合理的・継続的な支援策が必要であるとしております。

それから(2)番、事業者の役割につきましては、事業者がみずから産業構造を低炭素型へと変化させていくことが必要である。省エネやCO₂削減の取り組みが新たなビジネスチャンスを生み出し、産業の持続的な発展につながるという認識を持つことが重要である。

また、住宅・建築物の設計・施工事業者、建築設備の生産事業者やエネルギー供給事業者などは、消費者に対して、商品や製品について省エネやCO₂削減に関する正しい知識や使い方の普及に努めるべきである。中小工務店については、地域の住宅生産を守る役割を十分に認識して、省エネを通じて地域に住まう人々の安全で快適な住生活を実現するとともに、新たなビジネスチャンスの獲得、技術の伝承を目指すべきであるとしております。

最後に、行政の役割といたしまして、次のページ、12ページでございますが、行政は、省エネルギーやCO₂排出量の削減の必要性をより一層アピールし、思い切った施策の推進を図るべきである。また、適切で信頼度の高い情報をわかりやすく発することも重要な役割である。国民や事業者の取り組みを後押しする一方で、それを適切に評価できる技術基盤を整備すること、行政みずから率先して先導的なまちづくりなどの取り組みを展開していくことも重要な役割である。

また、国内にとどまらず海外への展開も視野に入れるべきである。

あるいは、中小工務店に対する技術訓練や技能者の育成を図ることが極めて重要である。

それから、関係省庁間、国と地方の役割分担等、協力が必要であるということに記載しております。

以上が前回の内容に先生方の意見、その後の状況変化を入れて修正した内容でございます。

以降、工程表をその後におつけしております。この工程表は、各施策の実施時期や施策

同士の関連性等を明確にするために作成したものでございます。後ろについておりますA3の工程表をごらんいただき、なお、説明が上から順番にまいりませんので、どのあたりを説明しているかだけスクリーンのほうでご説明したいと思います。

まず、工程表(案)の目標でございますけれども、目標は、閣議決定をされておりますエネルギー基本計画の目標を記載しております。具体的には、2020年にはゼロ・エネルギー・ハウスを標準的な新築住宅とする等、これはエネルギー基本計画に既に記載されております。

なお、この最終的なゴールは、右端に縦に長く書いておりますが、住宅・建築物でゼロ・エネルギー化を実現するということを最終の目標にしたいと考えております。

そのための施策として、「住まい」に関する施策と「住まい方」に関する施策を二段上下に重ねております。住まいのうち、省エネ性能の向上の最大の課題でございます省エネの義務化については、3段階の取り組みを考えております。

まず大規模建築物、ここは現行省エネ法で命令、罰則まで書かれております。2,000平方メートル以上のものにつきまして、最も早く義務化を行うべきという位置づけにしております。

中規模、これは現在、届出勧告にとどまっている300平方メートルから2,000平方メートルの間でございます。

それから小規模、現在は届出の対象になっていない戸建て住宅等につきましては、まず中規模、その次に小規模という順番で義務化を行うべきであるというふうに位置づけをしております。

なお、義務化に向けた課題として3点挙げております。

まず、住宅・建築物からのエネルギーの必要削減量など、住宅・建築物における規制の必要性と根拠の明示が必要である。

2点目、他部門及び諸外国における住宅・建築物の省エネルギーバランスについて勘案すべきとしております。

具体的には、戸建て住宅など住宅・建築物の規制の対応を検討するに当たって、産業・運輸部門や製品など他分野における省エネの規制事項による負担と効果、住宅・建築物分野の規制が諸外国においてどのように実施されているかといった点を勘案するというところでございます。

それから3点目は、中小工務店・大工への十分な配慮が必要だということでございます。

以上が課題でございます。

それから、義務化の水準につきましては、見直し後の省エネ基準を基本に、義務化導入時点での省エネ基準達成率等を勘案して設定するとしております。これは意味するところは、大規模建築物につきましては、既に現行の省エネ基準達成率が約9割に至っておりますので、省エネ基準の引き上げも視野に入っているものと認識しておりますが、一方で、戸建て住宅をはじめとする中小規模の建築物につきましては、断熱性等の省エネ性能を高めていくことが必要であるということは当然でございますが、一方で、例えば戸建て住宅については、エコポイント等による支援を前提にしても、ようやく現行の省エネ基準達成率が五、六割というところでございます。

また、大工・中小工務店の省エネ施工技術の習得には時間がかかること、伝統的木造住宅では省エネ対策が困難な場合が多いことなど、義務化に向けて課題が多いことから、今後の省エネ基準達成率の推移を踏まえて、義務化の水準、あるいは義務化の対応については慎重に検討すべき点があると認識しております。

以上が義務化のことでございますが、義務化だけではなくて、より高いレベルの取り組みを誘導することも必要だと考えております。

まず、住宅性能表示制度を24年度早々にも改正いたしまして、住宅・建築物のエネルギー性能について、ライフサイクルカーボンマイナス、あるいはゼロ・エネなどのより高いレベルの評価を行うことを可能にして、将来にわたってライフサイクルカーボンマイナス住宅等の拡大につなげていきたいと考えております。

加えて、エネルギー消費量を簡便に表示できる仕組みを2012年、24年度以降早期に整えることにしております。

また、本年度以降、省エネ基準を改正いたしまして、一次エネルギー消費量表示を基本とする総合的な評価として、断熱性能を評価する、これは当然でございますが、断熱性能に加えて、創エネあるいは設備機器での省エネ努力も適正に評価できる仕組みを整えたいと考えております。

また、現在、国会に提出中の都市の低炭素化の促進に関する法律案におきましては、トップランナー基準相当の住宅・建築物の認定制度が含まれております。この認定を受けた新築住宅につきましては、平成24年度の税制改正案におきまして、優遇制度も用意しております。また、今後、非住宅あるいは既存ストックに関しましても、認定を受けたものに関する優遇措置を拡大できないか検討してまいりたいと考えております。

また、建材・機器につきましても、性能向上、省エネ性能の向上を誘導するために、現在、国会に提出されております省エネ法の改正の中で必要な改正を盛り込んでおるところでございます。

さらに、住宅・建築物のゼロ・エネルギー化をまずは官庁施設や学校などの公共建築物から取り組むこととしております。

さらに、今後、モデルプロジェクト等を通じて民間住宅建築物にも広げてまいります。

それから、既存ストックの省エネ改修の促進のためには、やはり支援制度を用意するとともに、既存ストックの省エネ性能の把握、あるいは表示・診断、それから耐震改修と省エネ改修との同時実施、あるいは不動産取引時における省エネ性能の評価・表示制度の検討などを行うこととしております。

次に、技術者・体制等の整備のために、中小工務店への支援のため、5カ年かけて省エネ施工技術修得支援を行います。

また、従来の省エネ技術では対応が困難なケースが多い一方で、日射遮蔽や通風利用など、日本伝統の省エネ技術を展開しております伝統木造住宅についての評価方法の検討を行いたいと考えております。

それから、建材・機器の性能・品質の確保・向上のために、性能の担保・表示の制度整備、生産・施工体制の強化、新技術・サービス等の開発・供給支援を図ってまいります。

また、性能表示や義務化にかかる審査を円滑に進めるために、省エネ性能の評価・審査体制の整備を図ってまいりますこととしております。

最後に、住まい方の改善のためでございますが、住まい方・使い方の見える化の促進を図ってまいりたいと考えています。

具体的には、ノン・エネルギー・ベネフィットの見える化、実エネルギー消費量等の見える化、それから年間のエネルギー消費量のベンチマーク等の取り組みを推進してまいります。

さらに、低炭素行動の促進に資する補助のために、スマートメーターと連携したH E M S ・ B E M S 等の導入支援等を行ってまいりたいと考えております。

以上のような施策を総合的に推進することで、低炭素社会に向けた住まいと住まい方の実現を図ってまいりたいと考えておる次第でございます。

説明が長くなりました。以上でございます。ありがとうございました。

【茅委員長】 ありがとうございます。

それでは、今の中間とりまとめ（案）の説明に対しまして、委員の方々からご質問並びにご意見をいただきたいと思ひます。ご意見並びにご質問のある方は、お手元に名札がございますが、これを立てて私の指名に依じてご質問いただければと思ひます。

それでは、まず坂本委員。

【坂本委員】 ありがとうございます。

全体的には全く問題なしで大賛成でございまして、大変結構だと思ひますけれども、1つだけ言ひたいことがございまして。省エネ基準の適合義務化とか、あるいは性能表示とか、具体的な細かい話になってしまうと、皆さん、行政担当だから、僕も似たようなものですが、どうしてもやっぱり細かいことをわりあい緻密にやろうとする傾向がある。このような傾向は、日本人のいい性格だと思ひますけれども、それはそれとして、やはりこれは本来、国交省だけではなくて、ほんとうは内閣か何かちゃんと言ひすべき話だと思ひます。国民はこの言葉（つまり低炭素社会）を聞いて、ぴんとくるのかどうかというところが一番心配でございまして。ですから、それはもっと政治家か内閣の皆さんに説明していただくことなのかもしれません。私は最近、低炭素社会ではなくて、低炭素文明という言葉も使っているのですが、要するに、我々が目指している低炭素社会というのは、今まで世界に類例がない、新しい社会を構築する話なんだということを強調してよいと思ひます。ドイツとか北欧はわりあい進んでいるのでしようけれども、低炭素社会というのは世界に類例のない社会であり、人類にとっては明るい話なんだというあたりのことを少しでもいいから1枚目に何かちらっと書くと良いと思ひます。ノン・エナジー・ベネフィットのことはどこかに書いてございましてけれども、エネルギーを非常に効率よく使うという社会は、近代の西洋文明を少し転換する非常に明るい話なんだということを書きべきだと思ひます。省エネと言うと、どうしてもけちけちした話になってしまうので、そういうしみつたような話ではなくて、明るくて元気の出る話なんだということを少しでも一番最初に書いていただけると、もっともっとよくなるのではないかとと思ひました。

以上です。

【茅委員長】 ありがとうございます。

では、中村委員。

【中村委員】 3つお話ししたいと思ひます。

1つは、9ページからの住まい方に関するさまざまな政策が書かれておりますが、個人

に対する問いかけというか、そういうことが多いように思います。やっぱり個人が最終的に環境意識に目覚めて自分の家を改修していくという、そこにお金を出すということがほんとうにできるかというところに問われるわけで、そういうモチベーションを高めるために、いろいろな側面からの支援もかなり必要だろうと思っています。

例えば、エココミュニティという中でみんなで自治体の、あるいは地域の中で議論して、それぞれでみんなでやろうよという言い方をするとか、あるいは、企業を丸ごとゼロ・カーボンという言い方も前に提案したこともありますが、企業の中ですべての従業員の人の家もちゃんとやろうというふうに言っていくとか、そういう仕組みが、ぜひみんなでやろうというやり方をしていただければというふうに思います。

それから2番目は、行政の役割ですが、2009年に私たち日本建築家協会の環境行動ラボでは、行政に対して補助金をあげるときにはその環境基本性能が満足されているということを前提として出してほしいということを提案しました。

例えば、今日は厚労省や文科省は来ていらっしやらないと思いますが、特に厚労省の高齢者の施設とか、病院ですとか、そういうところの基本的な建物の性能が悪いというのが現実です。それでも補助金をあげているということがおかしいのではないかと私たちは思って、そのフィージビリティ調査も2010年に環境省で行いましたが、その後、それも補助金を違う用途に使ってはいけないような話まで出てきて、うやむやになっています。何とか補助金をつけるときには、きちっとこういう省エネが進んだ建築であることという前提をつけていただきたいと思うことです。

3つ目は、前田大臣も来ていらっしやいますけれども、木造の建築をきちっとしていただくということです。これも私たち、自民党と2010年にいろいろな、民主党もそうですが、木造によって公共建築をつくるという法律ができました。ただ、これはなかなか進んでおりません。ぜひこれをしっかりと推進して、木造の需要を促進していくということがやはりCO₂全体に下げていくことになると思います。私たちは、今まで豊田市とか具体的な数字も検証していますが、大体日本の毎年成長していく木材に対して6分の1ぐらいしか使われていないし、木造の需要に対しても地場産業の木材は6分の1ぐらいしか使われていないのが実情です。これをもっとしっかりと使っていくということが非常に重要だということを考えていただきたいと思います。

以上です。

【茅委員長】 ありがとうございました。

崎田委員。

【崎田委員】 ありがとうございます。

この話を皆さんで話し合ってきた最初のときは、やはり温暖化対策の大事さということで本格的に始めようということでお話をしてきました。それで、途中で昨年を踏まえて、温暖化対策はもちろんなんですけれども、原子力比率を下げるという国の方針がもう1つ加わりまして、そういうことも踏まえて、CO₂の削減というのをもう1つ、今まで以上にかなりしっかり取り組まなければいけないという、そういうようなことで、今回のこの住まいと住まい方の推進というのは、今まで以上に大変大きな意味を持つというふうに思っています。

そういうふうなことを考えると、1つ1つはかなり皆さんで話し合ってきましたので入っているんですけれども、これを踏まえて、私たちはそれぞれの立場でみんなで覚悟を持って、責任を持ちながら大きな変革を起こしていくんだということがきちんと伝わっていくということが大事なのではないかというふうに考えております。

なお、細かくは入っていますが、そういうことを今後発信していくときに、しっかりと発信していただくことが大事なんだというふうに思っておりますが、例えば3ページのところ、先ほど、ほかの委員のご発言もありましたけれども、既存ストック対策の強化、やはりこういうところで、理屈の上ではわかっているんだけど、実際に家庭などで改築をすとか、そういうときには、やはり金額ということがすごく影響してきますので、そういう省エネ型のところに対する補助とか税制とか、そういう根本的なところを何か大きく考えていただくということも大変大きな原動力になるというふうに思っております。

なお、その次に、地域の住宅というと、その周りの街区まで考えようということをは今回かなり入ってきましたけれども、街区のところを考えると、例えば今回、環境省の方もいらっしゃいますので、廃棄物発電の話とか、国交省ですと下水道汚泥のところも使うとか、バイオガスのところまで使うとか、実は非常に大きな可能性を持っていることだというふうに思っておりますので、そういうような検討が進んでいる部局と総合化してきちんと進めていただくということが大事だというふうに思っております。

なお、今回、全体を読んでいくときに、こういうことをアジアなどに発信をするということがかなり明確に書いてあります。それで、私は、今年の6月にブラジルで開催されるリオプラス20、これの国内準備委員会にもかかわらせていただいておりますけれども、

環境省の地球局もそれに深くかかわっておられますけれども、今、やはり世界的に見ても、グリーンエコノミーという環境を視点にした経済を世界的に広げていくということが今回も大変大きな課題になってくると思いますけれども、そういう中にも日本のこういう技術力を新しい都市づくりとか、低炭素な社会づくりに生かしていくということを強く発信するのは大変重要なことだというふうに思っておりますので、そういうこともぜひ取り組んでいただければと思います。

なお、私自身は、消費者の視点ということを大切にしながら参加しておりましたけれども、そういう新しい都市をつくったときに、そこでの私たちのライフスタイル、そういうことがきちんとしていくということが大事ですので、今日の資料も最後の12ページに行政の役割というのがありますけれども、やはり地域の環境のいろいろな施策をほんとうに民生のところを推進している地域行政などときちんと連携をして、特にこういう新しい地域づくりの制度をつくる、あるいは建築をつくっていくというものづくりのメーカー側とか、そういう方とも地域と密接に関連しながら、地域にいかにかこういふ動きを定着させていくかということ、今後連携して考えていくという、そういうムーブメントも必要なのではないかとこのように思っています。よろしくお願ひいたします。

【茅委員長】 ありがとうございます。

それでは、櫻井委員。

【櫻井委員】 私のほうからは、まず1点目が、先ほど、坂本委員もおっしゃったことなんですけれども、この文章の、地球環境問題あるいは震災を契機としたエネルギー政策という2つがあって、この2つがどういふふうに関係するのかというのは、いま一つよくわからないところではあるんですけれども、なぜこういう問題が非常に重要で、こうした施策を進めるのかという、大きな意味でのコンセプトというのが共通認識としてできているのだろうか。あるいは、もし問題の投げかけということであれば、そういうこと自体を投げかけていくということが、この文章としては多分あったほうがいかに決まってい、ちょっとこれ、役所の文章文章しているというか、そこがまずは出発点にならなければいけないのではないかとこのように思っているんです。

それとの関連で言うと、12ページに行政の役割はあるんですけれども、これも同じようなことでして、2行目に、省エネ等の必要性を一層アピールしというだけけれども、何でアピールするのかという、その部分についてあまりにも文字が足りなさ過ぎるということはあるまして、これはやっぱり全体として言うと、1つの新たな問題の提起というこ

となのだろうと思いますので、そこについてはせっかく環境省さんもおられるので、そういうところからのご議論なども含めて書いていく必要があるかなというのが第1点です。

それから2点目は、これは少し法的な観点ということで申し上げたいんですけども、6ページの2-2のところ、新しい建築物についての基準の適合義務化の話というところがございます。これ、先ほど、課題があってということで、第1番目の課題で、規制の必要性と根拠が明確に示されることが必要ということをおっしゃっているんですけども、現時点でどの程度言えるんですかというのが聞きたいのと、これは必ずしも法制的という意味ではないんですけども、これはどこかの何回目かの会議で私も申し上げたことがあると思うんですが、これ、CO₂を削減するということを根拠にして、何かしら規制をかけていくというカテゴリーというのは、これまでなかったカテゴリーだと思うんです。つまり、大気汚染なんかと違まして、いわゆる有害の公害の規制という、そういう消極的な規制の場合と、それから、よりよい住みやすい環境のきれいな社会を構成していくという積極的な規制の場合とで、一応、二分論的な議論というのは従来あったところなんです。このCO₂の削減は、別に毒ガスでもないし、しかし、ないほうが環境がいいと言えればいいんですけども、そこらあたりの位置づけみたいなことができていないので、その辺がどういうふう整理できるのかなということが基本的には疑問にあって、今後、その規制の必要性と根拠を示す中で、そういう少し理屈の議論というのをやっぱりされる必要があるのではないかなというふうに思います。そのことが適合義務化ができるかどうか。義務と言っても、結局、制度のつくり方としましては誘導と紙一重みたいなところがあって、形として義務にするか、強い誘導にするかというあたりは、一種の政策的な判断もあると思うんですけども、どの程度の実質的な規制をかけていくのかということの根拠を提示するものになると思うんです。

ですので、そこがどうなるかというのが気になるということと、そのことは、さらに3ページの既存のストックについて、それをどう及ぼすかということところにもかかわってきまして、これは(2)のところ、上から4行目のところに、規制になじみにくいというふう書いておられますけれども、ほんとうにそうかという問題も他方で、やっぱりちゃんと詰めないといけないのではないかなと思っていて、原発なんかについても、今回、バックチェック、バックフィットが入るとかというような議論もあり、他方、消防的な議論ですと、遡及的に適用するということもあったわけで、しかし、既存不適格の扱いについて一種の転換を図っていくというような要素もあるんでしょうから、そのあたりが多分規制の

根拠論との関係でやっぱり出てくるのだろうというふうに思うので、そのあたりのご議論というのをぜひ今後少し具体的にやっていただければいいなというふうに思っております。

以上でございます。

【茅委員長】 ありがとうございます。

藤本委員。

【藤本委員】 私は日本の建材・住宅設備のメーカーの立場で要望をお話ししたいと思います。

本日のこの推進会議で基準の義務化あるいは省エネの基準の見直しについて、タイムスケジュールを明確にさせていただいたこと、これは非常に大きな一歩を踏み出したというふうに大変感謝申し上げます。

しかしながら、7ページの建材・機器等の生産体制強化・技術開発支援等のところは、日本の技術を高めて、そしてその高い性能を持つ製品を海外市場に広めていこうという観点から書かれておられると思うのですが、逆に、今のような諸外国に比べて省エネ基準の低い日本、あるいは義務化もされていない日本においては、逆に海外から安価な建材とか、住宅設備機器が入ってくるのではないかと。特定の国の名前を出すともずいかもしれません、中国などから日本の市場を目がけて逆に入ってくることを非常に産業界としては懸念しております。

従いまして、ぜひとも海外と比べて遜色のない省エネ基準、あるいは義務化にしても、この2020年という目標をもっと早めていただきたいというのが産業界としての思いであります。これが1点目です。

それから2点目に、6ページの義務化に向けた環境づくりの最後のほうですが、いわゆる今の日本の省エネ基準は平成11年にできた基準がもう十何年改定されずに来ております。今回、改定の動きがあると聞いておりますが、1度改定したら終わりではないと考えます。海外は3年、4年ピッチで常に省エネ基準を見直しております。したがって、今後、我が国としても、今回の見直しは1つのスタートだと思っておりますが、そのときの時代のニーズ、環境変化に応じて、基準については定期的に見直しをしていただきたいというのが要望でございます。

以上です。

【茅委員長】 ありがとうございます。

では、木村委員。

【木村委員】 不動産協会の木村でございます。今日初めて参加しましたが、今日の間とりまとめは、非常によくまとまっていて、これからの方向性もしっかりと踏まえてやっていまするなという感じがしました。私がこれから申し上げるのは、ちょっと総論的な話になってしまいますけれども、その点はお許しいただきたいなと思います。

世界的な要請のなかで、日本で省エネを進めていく場合、少なくとも民間事業者、それを使うユーザーの方、あるいは、それを支える社会、この3つがWin-Winの関係でないとはだめだと思うんです。

ですから、その1つ目としては、やはり今、規制とか義務化というお話がありました。この規制とか義務化というの、ある意味では経済発展につながるようなものになってくるだろうと、そういうことであれば、皆さんもわりと理解するのではないかと思います。

昔、自動車の排気ガスでアメリカがかなり規制を厳しくしましたけれども、それによって日本の自動車メーカーが非常に大きく飛躍したという例もありますから、ある意味では、義務化というのがこれから先、先ほどの建材のお話もございましたけれども、よりイノベーションが進んで、経済発展につながるということになるかと思います。

ただ、これだけでもなかなかやっぱり大変なところがありますので、いわゆる規制だけではなくて、規制緩和といいたいまいしょうか、そういうものも必要ではないかと思います。

例えば、いわゆる中小のビルオーナーでもそうですけれども、あるいは賃貸住宅をやっている方でもそうですけれども、これから省エネ基準の義務化がなされたとしても、すぐに皆さんが手がけられるわけではありません。ですから、それに対しては、何らかの緩和をすとか、あるいは、金融的な支援をすとか、そういうことも必要になると思います。

あるいは、もう少し考えるならば、エリアとしての省エネ性能を高めるということであるならば、そこを再開発する際には、今までどおりの都市計画的な手法だけでやるのではなくて、少し容積緩和を入れるとか、いろいろな意味での緩和策、この両方があって、皆さんがある程度、経済発展とか、あるいは成長につながるとか、そういう問題意識というか、コンセンサスが必要ではないかというふうに思っています。

それからあと、ユーザーとか社会の関係でライフスタイルというお話がございましたけれども、これもやはりこれからのエネルギー問題もございしますので、これからの我々の生活のあり方、これをどうするかというところですけども、例えば、私どもは今、いわゆる知的照明なんていう言葉で格好よくやっておりますけれども、例えばここのオフィスが750ルクスが必要だと、これはJISによって決められているわけですけども、実際問題

としてそんなに要らないわけですね。例えば500とか400ルクスでも十分執務にはたえらる。今、パソコンの時代にもなっていますので、余計そういう感じがいたします。

ですから、そういった意味でも、これからの生活のあり方というのは、住宅においてもいろいろなところであると思います。

これはあまり例がよくないかもしれませんが、冷暖房においても、必ずしも対流式のものがいいのかどうか。もっと違うものもあるかもしれません。

そういったことによって、また新しい製品が生まれたり、あるいは技術開発が行われて、これも経済成長につながっていくことになりますので、そういった意味では、ライフスタイルの変革についても、やはりもう少し具体的に、ある程度方向性というか、これからの話になるかと思えますけれども、定めるべきではないかと思っています。

最後に、これからの省エネ社会、あるいは低炭素社会をつくるためにどうしたらいいかになると、やっぱりユーザーにとって一番大きいのは、はっきりと見える形、先ほどのいわゆる数字とかそういうものもあるかもしれませんが。結果的には経済的なメリットにつながるような、コストが下がるとか、多少イニシャルはかかってもライフサイクルコストが下がるとか、そういうことも必要かもしれない。あるいは、イニシャルの段階でも省エネ性能を満たすと安くなるとか、非常に原始的な話ですけども、そういうものがやっぱり必要なので、今も住宅メーカーでは非常に省エネ性能がすぐれたものが大変売れております。これは一応、税制面でのこともありますし、あるいはエコポイントもありますので、そういった意味では消費者にとって非常にわかりやすい。コスト的な面でかなり優位に立るといえることがあると、どんどん広がってくる可能性があります。

こういった3つの観点をよくわきまえながら、個人と事業者、それから社会がうまくみんながこれからの社会のあるべき姿というのが認識できたということであれば、相当早くこういった議論が進むのではないかと思いますので、ぜひこれから国交省、あるいは環境省、経産省もそうですけれども、この辺を見きわめながら具体的な施策あるいはライフスタイルのあり方とか、そういうものをどんどん提案して頂ければ、我々も一緒になって協力させていただきますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

【茅委員長】 ありがとうございます。

では、樋口委員。

【樋口委員】 今、木村委員からお話がありましたけれども、橋本課長がこの3回の

各委員の意見、その後、会議以外にもヒアリングをして、うまくとりまとめていただいておりますけれども、丸くおさめていただいているという感じもあります。したがって、支援策、6ページのところが大事だからということで読まれましたけれども、施工者、建材・設備・省エネ関連サービス事業者への支援等を実施することが必要であると、これは太陽光の場合でも補助金制度があってポッと伸びたんですね。補助金がなくなったらドイツに抜かれた。ドイツのナンバーワンになった会社もつぶれた。だから、補助金制度次第で浮き沈みが非常に激しくなってくる。

ですから、この支援と言ったらいいのか、促進策、助成策、いろいろな言い方がありますがけれども、そういうことを過去の例に倣ってタイムリーにやるのが非常に推進上大事ではないかなと、それでなかったらとまってしまうのではないかなというような気がします。

それと、リフォームのマーケットを早く10兆円、20兆円にするという方向が出ていますけれども、このリフォームをきっちりして中古住宅の流通をもっと促進していかないと、今、ストックが5,700万戸ぐらいあるんですね。世帯数はざっと5,000万世帯だと。それに対して、このエネルギーの問題から考えますと、単身世帯がものすごく増えておるんです。5人家族の1人当たりの電気消費量、エネルギーの消費量、これと、単身の人の生活のエネルギーの消費量、これは明らかに単身、ひとり暮らしの人が高いんです。だから、民生の部分が増えている増えているというのは、結婚しない人がぎょうさん増えておるからなんです。だから、結婚して安心して生活できようと思ったら、ちょっと話がそれますけれども、経済対策が非常に必要だと思うんです。そこまで話をすると混乱しますのでそれは避けますけれども、単身者と5人家族では、1人当たりの電気料がものすごく違います。

それともう1つは、これ、新築住宅についてはゼロ・エネルギーのことは可能だと思うんですけれども、中古住宅の中には耐震不十分な家がまだ1,000万戸以上あるわけですよ。その問題をどうするかということを進めていかないと、全体的なものは網羅できないと。中古住宅で耐震性が不十分なものについては、政策的に時限立法をとるとか、その促進策を促す補助金制度とか、何らかの工夫が必要ではないかと、この問題は言われて久しいんです。だから、そういうことを解決していきながら、ゼロ・エネルギー住宅という方向に持っていかないと、部分的な形で終わってしまうのではないかなということを思いますので、全体的に全部網羅してもらっています。しかし、うまく網羅してもらっていま

す。もう少し手厳しくやらないと促進できないのではないかと、このように思います。

【茅委員長】 ありがとうございます。

では、柏木委員。

【柏木委員】 全体を通して、これ、「住まい」と「住まい方」ですから、「住まい」というと、事業者あるいはそれに対して規制を義務化を行うような行政の役割、どちらかという、プロサイド。「住まい方」というと、生活者、国民。これ、2つを一緒にやっているわけですから、非常にまとめるのは難しかったらうというふうに推察してしまして、そういう意味では、非常にきれいにまとまっているという評価をしたいと思います。

ただ、最後の工程表を見ますと、どちらかという、住まいというか、プロサイドからの上位からの視線の政策が多くて、住まい方に関して国民へのメッセージが少し弱いのかなという感じは否めないだらうと、こう思っているわけです。

特に義務化という話になりますと、この住まいという観点からすると、事業者あるいは行政、義務化という、義務化することによって、もちろん低炭素化が進むとか、いろいろなことが言えると思いますけれども、やはり我が国で義務化ですから、できる限りお金が中でうまく回るような、産業政策とうまく結びついていただいたほうがいいだらう。断熱材なんかはもろに産業政策に結びついていきますから、そういう意味ではメリットが出てきていると。

特にこれから大事なことは、住まい方と住まいとの一体化というか、これが今ここで言う見える化というキーワードになっているのだらうと思っけていまして、見える化ということになりますと、どうしてもスマートメーターでリアルタイムで、エネルギーの使い方がどうなっているか、それが住まい方の観点からすると、相対的に自分の位置がわかるということが比較対照で自分は随分無駄な使い方をしてる、これこそが見える化がもたらす1つの効果だと。

これはどこでやるかという話になると、どうしてもやっぱり最後はテレビのような気がするんです。今はテレビが地デジに変わり、またさらにこれからスマートテレビ、パソコンが中に内蔵されてくるということになると、今、50インチぐらいが大きいほうだと思いますが、60、70と壁かけ式になってくる。この1画面の横の筋1本ぐらい、数センチのところナビゲーションシステムができていて、パソコンは入っていますし、HEMSもそこに入るような格好になれば、きのうと今日、あるいはあなたのうちは全国平均で同じよううちの人と何位ぐらいに属しているかと。アマゾンのランキングではありませ

んけれども、あれを見ると、あなたのところはビルに近いとか、そういうこと自体がやはり極めてメリットが大きいような気がするんですね。スマートテレビというのは、今、テレビ業界は日本も危ないと言われてはいますが、これがリカバリーできるのは、こういう行政、住まい、住まい方、行政、義務化、これが今、斜陽になっているテレビが、一つまた新しく一步を踏み出す大きな、だれもテレビを見るわけですから、にこにこ笑った顔とか怒った顔とか、確実にそうなる方向に行くと思っております、そこら辺とのリンクというのはすごく私は重要なような気がしています。

そう考えてみると、この住まいと住まい方を一挙にスピーディーにやるところはどこかという、やっぱり被災地だと思うんです。これは大臣なんかもいつもそういうふうに思っておられるのだらうと思っておりますが、やはり一挙に流されたわけですから、新設、ストックではなく新設が建ち、そこにこれからの住まい方でナビが入り、このピンチがチャンスに変えられる非常に大きなポテンシャルを持っているというふうに考えないと、どうもやっていられないということがありまして、そこは被災地だということになると、この8ページの被災地は、前回随分お話をされたと聞いてはしまして、ちょっと私、休んだものですから失礼かもしれませんが、8ページにたった4行しか書いてなくて、ここら辺の内容に少し充実させて、この住まいと住まい方、義務化、行政、見える化云々、スマートハウス化、こういうものがここら辺に少しちりばめられていると、極めて両立できるような内容になるのではないかと、本質的には賛成なんですけれども、そこをもう少し加筆をする必要があるのではないかと、こう思うわけです。

以上です。

【茅委員長】 ありがとうございます。

では、田村委員。

【田村委員】 皆さんおっしゃるように、全体的にすごくよくまとまっているなという感じがいたしました。

ただ、以前も申し上げましたように、私ども、今、住んでいる住宅というのは、湿式の時代から乾式住宅に変わって、断熱ということになっていったわけでありまして、その中で出発が違っていたんじゃないかという気が私にはします。

といいますのは、今、私どもは、現場で仕事をまだしていますから、その実態がよくわかるわけでありまして、断熱が出始めた当時、増改築なり、リニューアルをされた住宅について、ほとんどが断熱材の入れ方に失敗し、中が結露している。すなわち、その

断熱材そのものが綿的なものでありますから、全部湿気を含んで下に落ち込んで、ぬれたぞうきんが住宅の下に入っているような感じになってしまっているものがほとんどだというふうに思います。

おそらくこれからも新築住宅というのはあまり大きく建たないだろうというふうに思うのでありますが、この新築住宅に対する低炭素住宅や住まい方については、お住まいになる方と建てる方々との、あるいは行政の中での流れというのはいくつなのでありましようけれども、既に建ち上がっている5,000万戸からの住宅については、今から住宅を建てかえるということはなかなか難しい時代になりましたから、リニューアルなり、あるいは増改築をするということになっていくと思うんですが、そこでやはり昔の先人に学ぶということも私は非常に大事なだろうというふうに思います。

というのは、日本には四季があるわけでありまして、今は生活環境の中では空気が悪いということもあるかも知れませんが、夏になりますと戸を閉め切って冷房を入れる、昔の方はそうではなくて、夏になったら風を通して、すだれをかけて陰をつくり、そして生活をされておられた。まさに今の文化はお金で買っている文化であって、ほんとうに人間がやっている文化なのかということ常日ごろから私は思っています。

これから先の問題でありますけれども、私は自然を取り入れることも政策の中に考えられること。そして、私どもを取り巻く中小工務店、特に私ども抱えております団体は、小中零細なんです。特にこの住宅の改修につきましては、ほとんどそういう方々が携わっているわけでありまして、教育をしていくというのは最も大切だろうと思うんです。今申し上げました断熱材がぼろぞうきんのように、ぬれぞうきんが入っているようになったのも、その当時、断熱講習会を開いてやったのでありますが、非常に簡単に講習会を開いた経過があったのではないかなと。それと、大工・工務店だけではなくて、以前も申し上げましたように、住宅に関連する方々をすべて含まないと、なかなか断熱の低炭素住宅はでき上がらないだろうという気が私にはします。

ですから、せっかくこれまでこぎつけたわけでありまして、これをほんとうに成功させていかないとだめだろうというふうに思いますし、成功させるためには急ぐことも大事なのでありますけれども、やはりじっくり考えて時間をかけてやっていかないと、一たん出発したら失敗は許されんわけです。ですから、じっくり時間をかけて底辺に至るまで教育をする。そして、その中からある一定の方向づけができるのではないかという気がいたします。

まだ言いたいことは、外国を含めてあるのでありますけれども、今のところはこのぐら
いにしておきたいと思います。

【茅委員長】 ありがとうございます。

それでは、中上委員。

【中上委員】 ありがとうございます。

今の田村さんのお話を伺っていて、30年前に省エネ基準をつくって全国に大工さんに
講習に回った時代を思い出しますけれども、断熱材がみんな下へ落っこちてしまって、ナ
ミダタケが生えて、断熱材を入れるという政策に対していち早く協力したのに、かえって
クレームが来る、金輪際断熱材は入れないという大工さんに何人もお会いしたことがあり
まして、やはりつくり方から含めてきっちりしたスケジュールにのっとってやらないと、
性急にやってしまうとそういうことが起きる。今回はそんなことはないことを期待いたし
ますけれども、思い出しました。

それはそれとしまして、幾つかの何人かの委員からお話が出ましたけれども、住まいと
住まい方というこの委員会の名前ではありますが、第2回のオイルショックがあったときに、
やはり同じような議論をしたことがありますけれども、当時の国民生活審議会で議論した
ときに、住まい方に対して役所が口を挟むのはいかなものかという議論をしたことがあ
ります。したがって、そういうことはお上が言うことではなくて、民間ないし消費者のほ
うが言うことであって、役所から住まい方に、ああせいこうせいと言うべきでないと言っ
たんですが、今はよほどのこと、時代が変わったようでありまして、住まい方にまで今回
踏み込んでいるというのは、やっぱり時代が変わったなど、そういう時代であるというこ
とをまさに坂本先生はちゃんと書いておかなければいけないと、今までつくり手側だけの
話ではうまくいかないから、皆さん、全国民一緒にやらなければいけないというようなこ
とを、その必要性を書いておかなければいけないというご指摘だったのではないかと思
います。

それから、ちょっと気にかかりました、櫻井先生から議論をすべきだというご指摘があ
ったんですが、今日で今回の議論は終わりなんですよ。そこをお聞きしておかないと、
まだ議論が続くならばいろいろ注文を出したいんですが、そうでなければ、ここで閉める
ということであるならば、いろいろのご指摘があったことをいかに事務局がうまく取り込
んでいただけるかということだと思います。

それから1点、幾つか省エネ診断とか、そういうことをやるべきだとありましたけれど

も、これについてちょっと関係することと言えば、樋口委員からの中古住宅の流通にも絡むんですけども、アメリカでは非常に早い時期、もう20年以上前だったと思いますけれども、ホーム・エナジー・レーティングシステムとありまして、ホーム・エナジー・レーター、すなわち住宅の格付けをする診断士がいるわけです。それはもちろんちゃんと研修して認可するわけですけども、その人たちが住宅に行って評価づけをするわけです。ある評価以上でないと中古住宅市場の流通に乗ってこない。ローンが借りにくいとか、金利が高くなるとかということを知りまして、アメリカというのは何もやらない国かと思ったら、随分やっているんだなという気がしたのでありますけれども、要は、いろいろなものを一緒にやらないと、こういうシステムがどこか、エナジー・レーターのところだけを特化しても、流通システムがうまくできていないといけない、あるいは金融システムがそれをフォローしなければいけないとか、そういう合わせ技になってきますので、その辺についても少し今後検討の余地が見えるような書きぶりにしていただくと広がりが出るとは思いました。

それから1点、これはお聞きしたいことですが、遵守率がそれでも5割、6割くらいまで高まったということは、エコポイントの大きな効果だったと思いますけれども、守っていないのはどういう住宅なんだろうかと。おそらく今日ご参会なさっている方々の関係されているところは、多分みんなそういうふうに行っていると思うんですけども、そうでないところがあるとすると、ターゲットをどこに絞って議論していくかということにつながってくるとは思いますから、もしわかれば教えていただきたい。言いにくければ後で個人的に答えていただいて。

済みません、以上です。

【茅委員長】 今お話に出た今後の議論という問題については、後ほど、事務局に説明してもらいますので、よろしくをお願いします。

では、青木委員。

【青木委員】 この文書の中に大工・工務店という言葉がたくさん載っているんですが、これは多分、私は自分なりに理解しているのは、新築に対しての大工・工務店ではなくて、前田大臣がおっしゃった既存住宅の改修の部分で、やっぱり実際に働くのは労働者であり、工務店であると。その部分をしっかりせよということで受けとめたいと思っています。

今年から技能者に対しても断熱材の入れ方の講習が始まって、これが聞くところによりますと、10万人も育てたいという、これもすばらしい計画だと思います。

それと、先ほど中上先生が言われたように、断熱材は入れればいいのではなくて、入れ方を間違えますと、結露の問題だとか、かえってマイナスの効果が出る、その部分の技術者の講習も始まるということで、これは私はエネルギーをどうのこうのという以前の問題で、これからエネルギーのコストというのはもう絶対に上がると私は思っています。そうしたときに、エネルギーを使えない人たちが、凍死をしたり、病死をしたりという、そこまでのものを考えると、今の既存の木造のスキスキのうちを最低限直しておかないと、私は国としても大変な問題が出るんじゃないかなと思います。

ですから、そのところを今回スタートしたということで、我々の業界と田村さんが一緒に組んでやっていますが、ここをしっかりと、ベースのところを我々の役割と思って受けとめております。今後とも、今年から始まる講習を大変期待しております。

【茅委員長】 それでは、最後になりましたが、村上委員。

【村上委員】 大変立派な報告書をおまとめいただきましてありがとうございます。今までも出たかと思えますけれども、見せるエネルギーの現状認識ということについて一言申し上げたいと思います。

先進国の間で比べますと、毎回言っていますように、日本の住宅のエネルギー使用量は相当に少ないわけです。韓国なんかには比べても数分の1と。そういう状況の……。いや、少ないのは大変結構なわけです。ただ一方で、日本の既存住宅の断熱水準はどうかというと、多分省エネ基準の適合率は1割かそんなものではないかと思えますけれども、非常に低いわけでございます。ですから、エネルギー消費が少なくて、かつ暖房用エネルギーが少なくて、かつ断熱水準が悪いということは、冬季の屋内環境が非常にプアであると。ですから、今後それを国の住宅施策として、あるいは建築施策として非常に向上させなければいけないと。ですから、エネルギーは増やさないように、かつ、低炭素化を目指すと、そういう両方の作戦が必要かと思えます。

ですから、この中にところどころ、間接便益というような言葉がございますけれども、基本的にクオリティを向上させながら、負荷、ロードを減らすという、そういう大きな流れがあってもよろしいかと思えます。

国民の皆さんに、今非常にエネルギー消費量が少ない。そういう中でこういう施策に対して協力をいただくためには、十分な必要性に関する社会発信をしていただきたいと思います。お願いしたいと思います。

以上でございます。

【茅委員長】 ありがとうございます。

これで一応おいでになっている委員の方々、実は今日は全員のご出席なんです、この全員の方々の一応のご意見が出ましたので、それでは、事務局側から、これに対して回答をお願いしたいと思います。

【橋本住宅生産課長】 その前に、環境省の高山環境大臣政務官がお着きになりましたので、ご紹介いたします。

【高山環境大臣政務官】 遅参いたしましたして申しわけございませんでした。環境省の大政務官をしております衆議院議員の高山智司でございます。

今回のこの低炭素社会に向けた住まいと住まい方推進会議でございますけれども、環境省といたしましては、地球温暖化対策という絶対的な目標がございますけれども、この中で今、エネルギー・環境会議の中で全体のエネルギー政策、また環境政策も今議論をこれから選択肢を示して夏までに議論ということになっているわけですけれども、今この地球温暖化対策といいますのは、このエネルギー政策と表裏一体でございます、この選択肢の原案をつくっているのが、環境省の中央環境審議会の中なんです、この中におきまして、世界最高水準の省エネ、再エネを実現しようということ、また、それらを通じて世界をリードするグリーン成長国家を実現しようということが、細野環境大臣からも明確な目標として示されております。そんな中で、実際それを実現していく大きな一助となりますのが、今日ご議論いただきましたこの低炭素社会に向けた住まいと住まい方の推進ということにつながってまいりますので、ほんとうにぜひこの夏までに大きな議論が始まりますので、その中で、国民の皆さんが、これならばというようなご意見を、今日お集まりの先生でぜひおまとめいただきたいと思っております。ほんとうにどうぞよろしくお願いいたします。

【橋本住宅生産課長】 それでは、事務局のほうからお答え申し上げたいと思いますが、まず、いただいた意見につきましては、当然、精査をして、必要なところを修正等はしたいと思いますが、幾つかお答えすべきところもあらうと思えます。

まず、坂本先生と櫻井先生からご指摘をいただきました、いかにも役人らしい文章だという。役所が3つも重なると役所の三乗ですので、当然記述内容につきましてはそれなりのもことになるんです。ただ、実はもう2年前にスタートしたときからいたのは、私と局長ぐらいでございます、要は、もともとは前原大臣が省エネを義務化をする必要がある。ただ、義務化をするに当たって、まだ省エネ基準の達成率が非常に低いので、省エネの達

成率が一定程度を上げるとともに、さまざまな取り組みをするために何を検討すべきかということで、住まいと住まい方推進会議というものをやって、いろいろ各界の皆様にご意見を聞きますということで、比較的スタートは省エネの義務化というのが念頭にあってスタートしたところがございます。ただ、その後の状況の変化とか、もちろん震災等も含めてありますし、私どもとしては、少し前書きのところでは位置づけ等は委員長と相談をして少し書かせていただきたいと思います。

それから、順番に、中村先生から幾つかご指摘があった中で、1つは、公共建築物の木材利用については、まだそれほど実績は上がっていないんですが、例えば、官庁営繕部では、低層建築物については原則木造化するとか、あるいは、それ以外のものについても内装はできる限り木質化するというので、現在いろいろな取り組みをしておりますので、もうちょっと成果が出るまで時間がかかるかもしれませんが、引き続き努力をしたいと思います。

それから、厚生労働省とか文部科学省、福祉施設、病院と学校施設についてのご指摘もございました。実は前田大臣はちょっと席を離れられましたけれども、前田大臣のご指示で、両省ともに環境あるいはゼロ・エネ化ということについて協力を、これは環境大臣がもともと閣議か閣僚懇の場でご発言されて、霞が関を挙げて取り組むことにしております。前田大臣からもいろいろ指示をいただいておりますので、我々努力をしてまいりたいと思います。

それから、崎田先生のお話は、特にリフォーム等でストックの対策で補助、税制とかということも、やっぱりよりやるべきだと、我々もそう思っております。

それからもう1つ、単体ではなくて、町とかコミュニティとかということは、崎田先生ほか何人かご指摘をいただきましたけれども、ちょっとまちづくりとかという言い方になっておりますけれども、少し個人ではなくて、コミュニティとかそういう広げていくということで少し記述をし直したいと思います。

それから、櫻井先生から、CO₂削減で規制がほんとうにできるのかという、これはたしか第2回目のときにも同じご質問をいただいております。私どもとしては、建築に一定の規制をかける以上は、国民の生命、財産に直接かかわる問題がない限り従来はできなかったという前提で、例えば、今回においても、今回、必要性なり根拠を明示すると書いてあります。例えば、日本全体で今後エネルギー需給関係が非常に逼迫してきて、どういう状況になるから省エネ対策がどれだけ必要で、したがって、民生部門ではこれだ

けやらなければいけないんだという一定の、もちろんそれぞれのケース分けなり仮定を置かれた前提でとは思いますが、そういう前提で、なおかつどうしても規制でなければいけない部分がどれだけあるのかということをやはり解き明かしていかなければいけないと思っております。これは国土交通省だけではなくて経済産業省さんとも一緒になって、そのあたりの検討をしていく必要があると思っております。

それから、既存ストックについて、ほんとうに規制がなじみにくいのかというご指摘をいただいて、思わず、ああ、ひょっとしたらと思うんですけども、そうは言っても従来の建築規制は遡及撤去というような原則はほとんど事例はございませんので、こここのところについては、やはり規制というよりは、支援というほうが私どもとしては施策の根本はいいのではないかと思います。ただ、いろいろ取り組みのしようがあるかもしれません。またこれは櫻井先生にご指導いただきたいと思っております。

それから、藤本委員から、目標年次を早めてほしいとか、省エネ基準の定期的な見直しというご指摘もいただきました。私どもも省エネのレベルを上げることは政策上必要だとは思っております。ただ、一方で、大工・工務店さん、中小事業者さんの世界をはじめとして、ついてこれられない世界をつくることは絶対に避けなければいけないので、そこは実現可能な範囲で、達成可能な範囲で、でき得る限り早く、あるいはできる限り高くということ考えていかなければいけないのではないかなと思っております。

それから、木村委員から幾つかご指摘をいただきました。エリアの話、それからまちづくりの話については、少し書き込んだつもりでございますけれども、やはりまちづくりという観点で、単体ではなくて、まちづくりという観点到らなければいけないということ、もう少し記載内容も含めて検討したいと思っております。

それから、やはり経済的に成り立たないものは国民に無理な負担を強いることになるということで、中に無理を強いることのないようにという記述を書いておりますけれども、そういう趣旨をもう1回記載内容について検討したいと思っております。

それから、樋口委員から、リフォーム等々のお話もいただきました。実は別に中古住宅・リフォームトータルプランというのを先日大臣から発表させていただきましたけれども、そういう中でも耐震改修や省エネ改修も含めて、リフォームを拡充していくためにどういうことをすべきかというさまざまな施策を記載させていただいております。この住ま住ま会議の結論だけではなくて、その他の施策も含めて、私ども、総合的に進めていく必要があると思っております。特に大臣からは、低炭素・循環型社会の実現という中には、中古住

宅の良好なストックの流通というものも含めて考えるべきだというご指示もいただいております。そういう方針を踏まえて今後取り組んでいきたいと思っております。

なお、耐震対策に関しては、若干前回より加筆したつもりでございますけれども、もし不足がございましたら、また再度ご指摘をいただければと思っております。

それから、柏木先生から、産業政策との結びつきということをいただきました。いろいろ書いたつもりでございますけれども、また再度精査したいと思っております。

それから、テレビに関しては、実はスマートメーターと連携した宅内ディスプレイというのを書いたんです。そういう趣旨であるかどうか、ご回答いただければと思っております。

それから、被災地に関しては、これも前田大臣のほうから、被災地をモデルにして低炭素・循環型社会の実現に取り組むべきという指示をいただいております。実は今、例えば気仙広域とか、環境未来都市で選ばれたところで具体的に、例えばソーラーパネルと蓄電池とか、あるいは、木造住宅の振興による低炭素化とか、そういう具体的な取り組みはしておりますので、本文は少し短いのですが、内容についてはこれから十分充実させていただきたいと思っております。

それから、田村委員から、1つはおそらく伝統木造というか、日本の住宅が従来から持っている環境に対する配慮なり、環境に対する優しさみたいなものをちゃんと評価すべきで、それを踏襲すべきだというご指摘だと思います。それは工程表等にも書いておりますけれども、やはりそこは我々としてもぜひ重視していかなければいけないと思っております。

それから、関連事業者の技能者等の講習会は、これは青木委員からもご指摘がございましたけれども、ちなみに、一応5年間で20万人というつもりでおるんですけれども、いや、予算が減ったのでちょっと減ったかもしれませんけれども、そういうことで引き続き努力をしてみたいと思っております。

それから、中上先生からいただいた点では、守っていないのはどういう人かということなんです。まず、エコポイントの新築のレベルで言うと、木造住宅は平成11年基準、それから非木造はトップランナー基準なものですから、トップランナー基準は新築住宅のまだ15%ぐらいしか占めておりませんで、そこは当然、対象にならない。例えばマンション等がございます。木造住宅は、残念ながらまだ在来木造で言うと、平成11年基準を満たしていないのが半分以上まだあるのではないかと推計しております。

それから、村上先生から幾つかご指摘をいただいておりますけれども、エネルギー政策とも連携して、日本の既存ストックのレベルが極めて低いということと、だから、それを

どうやって性能向上していくかということについては、エネルギー政策とも一緒に手を携えながら、少し全体的な取り組みについてさらに検討したいと思っております。

申しわけございません、ちょっと雑駁でございますけれども、以上で、いただいた意見は精査してまた修文したいと思います。

それから、環境省と経産省さんもいらっしゃいますので。

【茅委員長】 どうぞ。

【新原省エネルギー・新エネルギー部長】 産業政策のあたり、それから、藤本委員のほうからご指摘のあったあたりです。これはかなり我々も国交省さんと詰めた議論をさせていただいていまして、十分各方面のご意見を聞きながら、今後、今日の報告書に従って進めていきたいと思っております。

それから、エネルギー基本計画の関係です。根拠というあたりですけれども、これも今、この中にも何人かの委員に基本問題小委員会のほうにご出席をいただいておりますけれども、これもここでいただいた課題をきちんと整理ができるように審議を進めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

【鈴木地球環境局長】 先ほど、政務官からお話がありましたけれども、2013年以降、ちょうど京都第1約束期間の終わった来年以降の温暖化対策をどうするかというのを、今、エネルギー政策と表裏一体で検討していただいておりますので、これから選択肢を提示した上で、国民的にご議論いただいた上で、夏ごろには決定したいということで、その中で全体として各部門でどのぐらいCO₂を削減していただくか。住まいとか住宅関係でどのぐらい削減をお願いするかというご議論もしていただいております。そういう中で大変重要な役割をこの住まいの関係が担っていただいておりますので、そういう中でこれからどういう施策をやっていただくかというの、よく関係省庁とご相談させていただきながら、きちっと計画の中に盛り込んでいけたらなというふうに思っておりますので、引き続きどうぞよろしく願いいたします。

【茅委員長】 茂木さんは、よろしいですか。

【茂木省エネルギー対策課長】 はい。

【茅委員長】 それでは、各委員のほうにさらに追加のご意見、ご質問ございますか。

特になければ、一応議論はここまでとして、今後の進め方について、事務局側から説明をしてもらいたいと思っております。

【橋本住宅生産課長】 それでは、今後の進め方についてご説明いたします。

まず、本日、各委員からいろいろご意見をいただきましたが、さらにご意見等がある場合は、1週間後の4月11日水曜までに、事務局、国土交通省住宅生産課あてにご連絡をいただければと思います。

なお、この中間とりまとめ(案)につきましては、もし委員の皆様のご異論がなければ、以降の修正については委員長に一任をいただきまして、本日の皆様方のご意見を受けて、必要な修正等を行った後、国土交通省、経済産業省、環境省の3省共同でパブリックコメントを行いたいと考えております。パブリックコメントを行って、必要であればまた修正等を行い、公表をさせていただきたいと思っております。

それから、本日のご議論につきましては、後日、事務局より議事録の案を送付させていただきますので、ご確認と修正をお願いしたいと思います。事務局でとりまとめた後でホームページに掲載させていただきたいと思っております。

事務局からは以上でございます。

【茅委員長】 今のような処理の仕方で一応ご了承いただけますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【茅委員長】 ありがとうございます。

それでは、そのようにさせていただきたいと思っております。

本日は、委員の方々皆さんご出席いただきまして、大変ご熱心にご意見をいただきました。ありがとうございました。

それでは、これをもちまして第4回低炭素社会に向けた住まいと住まい方推進会議を終了したいと思います。ありがとうございました。

了